

～海外情報～

2012年6月22日 全3頁

中国：対中証券投資規制の大幅緩和方針を発表

経済調査部
齋藤尚登

[要約]

- 中国証券監督管理委員会（CSRC）は、2012年6月20日に「適格域外機関投資家による域内証券投資管理方法を実施する際の問題に関する規定」（意見聴取版）を発表、資格要件を引き下げ、株価指数先物と銀行間債券市場への投資を新たに認めるなど、QFII（適格海外機関投資家）に対する規制を大幅に緩和する方針を示した。
- QFII に対して銀行間債券市場への投資を認めることは、新たな投資先を提供するだけでなく、2つの規制緩和の進展を意味しており、注目される。一つは、中国人民銀行が管理監督する銀行間債券市場の債券が CSRC の管理監督する商品以外で初めて QFII の投資対象となった点である。もう一つは、従来、海外機構による銀行間債券投資が中央銀行+実需に裏付けされた人民元の運用に限られていたが、今回の QFII による銀行間債券市場への投資認可が実需原則の緩和に踏み込んだことを意味している点である。
- 2012年4月に、CSRC と中国人民銀行、中国外貨管理局は QFII の投資認可額上限を従来の 300 億米ドルから 800 億米ドルへ引き上げた。今回の規制緩和が実行に移されれば、QFII の資格認可がスピードアップし、投資認可額の認定も大きく増加していこう。足元、QFII の株式市場への投資額は、A 株流通時価総額の 1.1% にすぎないが、QFII の本格的な増加により、そのウエイトは徐々に高まると期待できる。

QFII に対する規制の大幅緩和方針を発表

中国証券監督管理委員会（CSRC）は、2012年6月20日に「適格域外機関投資家による域内証券投資管理方法を実施する際の問題に関する規定」（意見聴取版）を発表、QFII に対する規制を大幅に緩和する方針を示した。7月5日までパブリックコメントを受け付け、必要な修正の後に施行される予定である。

QFII に対する規制緩和の主な内容は以下の通りである。

1. QFII 資格申請手続きの簡素化

電子媒体による資格申請

QFII 資格を申請する際に、CSRC のサイトから電子媒体によって申請資料を提出することができる。同時に CSRC に同一内容の書面による申請を行う。重大事項が発生した際には、CSRC のサイトから電子媒体によって速やかに報告を行う。

2. 資格要件の引き下げ

資格要件の緩和

(1) ファンドマネジメント会社、保険会社、その他の機関投資家（年金基金、慈

善基金など)の経営年数もしくは設立後経過年数を従来の5年以上から2年以上に短縮し、証券資産規模は従来の50億米ドル以上から5億米ドル以上に引き下げる、

(2) 証券会社の経営年数は従来の30年以上から5年以上に短縮し、従来は払込資本金10億米ドル以上を求めていたものを純資産5億米ドル以上に緩和し、預かり証券資産規模は従来の100億米ドル以上から50億米ドル以上に引き下げる、

(3) 商業銀行は、従来は総資産が世界上位100位以内にランクしていることを求めていたが、それがなくなり、新たに、銀行業務経営年数10年以上、コア資本3億米ドル以上との要件が設けられた。管理証券資産規模は従来の100億米ドル以上から50億米ドル以上に引き下げる。

3. 複数の証券口座の開設の認可とQFII口座管理の利便性向上

複数の証券会社での 口座開設

QFIIは一つの資金口座で、複数の証券会社に証券口座を開設し、証券会社を選択して取引を行うことができる。また、QFIIが管理する異なる顧客の資金それぞれに独立した口座を開設することが可能である。

4. QFIIの投資対象の拡大と持株比率制限の緩和

株価指数先物と銀行 間債券市場への投資 を新たに認める

QFIIの投資対象として、従来の取引所上場株式、取引所上場債券・ワラント、証券投資ファンド、CSRCが認めたその他の金融商品に加え、株価指数先物と銀行間債券市場への投資を新たに認める。上場株式の持株比率制限については、全てのQFIIの持株比率合計は、従来の20%以下から30%以下に制限が緩和される。ただし、単一QFIIの持株比率は、当該上場企業の発行済株式数の10%以下との制限は変わらない。

QFIIの資格要件、投資対象証券と投資制限

QFIIの資格要件

- ファンドマネジメント会社
経営年数は2年(従来は5年)以上、直近会計年度の管理証券資産は5億米ドル(従来は50億米ドル)以上
- 保険会社
設立後2年(従来は5年)以上が経過、直近会計年度の管理証券資産は5億米ドル(従来は50億米ドル)以上
- 証券会社
経営年数は5年(従来は30年)以上、純資産は5億米ドル以上(従来は払込資本金10億米ドル以上)
直近会計年度の預かり証券資産は50億米ドル(従来は100億米ドル)以上
- 商業銀行
経営年数10年以上、コア資本3億米ドル以上(従来は総資産が世界上位100以内にランクしていることを求める)、直近会計年度の管理証券資産は50億米ドル(従来は100億米ドル)以上
- その他の機関投資家(年金基金、慈善基金、信託会社、政府系投資管理会社など)
設立後2年(従来は5年)以上が経過、直近会計年度の管理資産、もしくは預かり資産は5億米ドル(従来は50億米ドル)以上

投資対象証券と投資制限

- 取引所上場株式
上場企業に対する単一QFIIの持株比率は、当該上場企業の発行済株式数の10%、全てのQFIIの持株比率の合計は同30%(従来は20%)を超えてはならない
- 取引所上場債券(国債、転換社債、社債)、ワラント
- 証券投資ファンド
- 株価指数先物(新たに認可)
- 銀行間債券市場で取引される債券(新たに認可)
- CSRCが認めたその他の金融商品

(出所) CSRC「適格域外機関投資家による域内証券投資管理方法を実施する際の問題に関する規定」より

大和総研作成

銀行間債券市場の債券はCSRCが管理監督する商品以外で初めて投資対象に

QFII に対して、銀行間債券市場への投資を認めたことは、新たな投資先を提供するだけでなく、以下の 2 つの規制緩和の進展を意味しており、注目される。一つは、中国人民銀行が管理監督する銀行間債券市場の債券が CSRC の管理監督する商品以外で初めて QFII の投資対象となった点である。2010 年 8 月に中国人民銀行は「三類」と呼ばれる海外機構に銀行間債券市場での運用を認めた。「三類」とは、①海外の中央銀行、②香港、マカオの人民元業務決済銀行（中国銀行の香港とマカオの拠点）、③人民元建貿易決済を扱う海外銀行（日本の 3 大メガバンクも含まれる）であり、中国人民銀行がその資格と運用枠を認可する。ちなみに、2012 年 3 月に、日本政府に対して中国当局が、650 億元の国債の運用枠を認可したが、これは上記スキームによるものである。

実需原則の緩和に踏み込む

もう一つは、従来、海外機構による銀行間債券投資が中央銀行＋実需に裏付けされた人民元の運用に限られていたが、今回の QFII による銀行間債券市場への投資認可は、この実需原則の緩和に踏み込んだことを意味している点である。

QFII の認定が加速へ

2012 年 4 月に、CSRC と中国人民銀行、中国外貨管理局は QFII の投資認可額上限を従来の 300 億米ドルから 800 億米ドルへ引き上げた。今回の規制緩和が実行に移されれば、QFII の資格認可がスピードアップし、投資認可額の認定も大きく増加していこう。昨年秋以降、中国の景気減速や貿易黒字の縮小、欧州危機による資金の本国回帰などで、中国から外貨が流出する局面が出ており、QFII による中国の証券資産への投資は大いに歓迎されるはずである。

足元、QFII の認可額は 260.13 億米ドルにとどまり、株式市場への投資額は、A 株流通時価総額の 1.1%にすぎないが、QFII の本格的な増加により、そのウエイトは徐々に高まると期待される。

以上